

議案第 5 2 号

天理市障害者ふれあいセンター条例の一部改正について

天理市障害者ふれあいセンター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成17年12月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市障害者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

天理市障害者ふれあいセンター条例（平成15年 3 月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条を第18条とし、第13条を削り、第12条を第17条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第16条とする。

第10条を次のように改め、同条を第15条とする。

（目的外利用の禁止等）

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第 9 条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 号中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第 2 号中「使用者」を「利用者」に、「使用日」を「利用日」に、「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第 3 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第 8 条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 2 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第 7 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第 1 項本文中「使用料」を「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同項ただし書中「第 5 条」を「第10条」に、「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「使用料」を「額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金」に改め、同条第 2 項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第12条とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に第1項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第11条とする。

第5条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手續)

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第8条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可等に関すること。
- (3) センターの維持管理(大規模な改修に係るものを除く。)に関すること。
- (4) その他センターの管理に関し市長が必要と認める業務

別表中「第5条、第7条関係」を「第10条、第12条関係」に、「施設使用料」を「施設利用料金」に、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の天理市障害者ふれあいセンター条例(以下「新条例」という。)第6条及び第7条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の天理市障害者ふれあいセンター条例第5条の規定に基づき受けている天理市障害者ふれあいセンターの使用に係る許可については、新条例第10条の規定により指定管理者が許可したものとみなす。